



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

中国商務部が「信頼できないエンティティ・リスト」を初公布

2023 年 2 月 20 日

2023 年 2 月 16 日、中国商務部安全・管制局は、「信頼できないエンティティ・リスト業務メカニズム公告」(2023 年第 1 号)を發表し、米ロッキード・マーチン社(Lockheed Martin)、米レイセオン・ミサイル&ディフェンス社(Raytheon Missiles & Defense)を「信頼できないエンティティ・リスト」に追加しました【¹】。今回、中国商務部が制定した「信頼できないエンティティ・リスト規定」が 2020 年 9 月 19 日に発効して以来、中国商務部が初めて「信頼できないエンティティ・リスト」を公布したことになります。

- 「信頼できないエンティティ・リスト規定」に基づき、中国は、外国のエンティティ(外国企業、その他組織または個人を含む)の国際的な経済貿易及び関連活動における以下の行為に対して相応の措置を講じます。
 - 中国の国家主権、安全、発展・利益に危害を及ぼすこと。
 - 正常な市場取引の原則に違反し、中国企業、その他組織もしくは個人との正常な取引を中断し、または中国企業、その他組織もしくは個人に対して差別的な措置を講じ、中国企業、その他組織もしくは個人の適法な權益を著しく損なうこと。
- 信頼できないエンティティ・リストに追加された外国のエンティティに対して講じる措置は、以下のとおりです。

「信頼できない事業者リストの規定」に規定されている措置	今回の「信頼できないエンティティ・リスト」に掲載された措置
● 中国と関係のある輸出入活動への従事を制限または禁止	➤ 上述企業が中国と関係のある輸出入活動に従事することを禁止
● 中国国内における投資の制限または禁止	➤ 上述企業の中国国内における新規投資を禁止
● 関係者、交通運輸手段等の入国を制限または禁止	➤ 上述企業の高級管理人員の入国を禁止

¹<http://aqygzj.mofcom.gov.cn/article/zcgz/gzgf/202302/20230203391289.shtml>

「信頼できない事業者リストの規定」に規定されている措置	今回の「信頼できないエンティティ・リスト」に掲載された措置
● 関係者の中国国内における就労許可、停留、居留資格を制限または取消	➤ 上述企業の高級管理人員の中国国内における就労許可、停留および居留資格を許可しない、または取消
● 情状の軽重に応じた相応する金額の罰金を与える	➤ 上述企業にそれぞれ罰金を科し、金額は「信頼できないエンティティ・リスト規定」が実施されて以来、各企業の台湾への武器売却契約額の2倍とする。上述企業は、本公告の公布日から15日以内に、関連の法律法規に従って納付を行わなければならない。期間を徒過して本決定を履行しない場合、法により処罰金を加算するなどの措置をとる。
● その他必要な措置	関係しない

3. 「信頼できないエンティティ・リスト規定」によると、関係する外国のエンティティが中国に関係する輸出入活動に従事することを制限、または禁止されている場合において、中国の企業、その他組織または個人が特殊な状況下で外国の当該エンティティと取引を行う必要が確かにあるとき、中国の関係部門（中央国家機関の関係部門が参加する業務メカニズム、弁公室は中国商務部に設置）に申請を提出しなければならず、関係部門の同意を得た後、外国の当該エンティティと相応の取引を行うことができます。
4. 中国の企業、その他組織または個人が「信頼できないエンティティ・リスト」が公布する措置に違反し、無断で「リスト」に掲載された関連の外国のエンティティと取引を行う場合、「中華人民共和国対外貿易法」の処罰を受ける可能性があり、行政処罰（罰金、違法所得没収など）を受け、さらには刑事処罰を受けることになります。

以上

注：上記情報は公開されている各種公式情報に基づき収集整理した情報であり、一般的な参考情報として供することを目的としてのみ作成されたものです。上記情報に含まれる内容は政策および法律改正等の要因により、通知なしに変更される可能性があり、その正確性および確実性を保証するものではなく、弊所は上記情報の全部又は一

部に起因するいかなる直接又は間接的な損失および損害に対して、いかなる責任も負いません。

上記情報に関するご不明点は、下記担当者までお問合せください。

日本窓口：

黒田（東京）

中国大陸窓口：

中野（大連）

坂口（上海）

info@shiminlaw.com